

令和5年4月25日

令和5年度第1回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年4月25日（火）

午後1時30分開会～午後4時00分閉会

2. 場 所

グラウンド平成 3階富士の間

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可書申請の取下願について

報 告 6 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（1） 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

2) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和4年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和5年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席委員(24名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 8番 鈴木 淳也 委員 | 9番 菅原 ひろみ 委員 |
| 10番 横山 藏人 委員 | 11番 中鉢 守 委員 |
| 12番 渋谷 裕子 委員 | 13番 高橋 英理子 委員 |
| 14番 佐々木 俊通 委員 | 15番 下山 信行 委員 |
| 16番 只埜 和臣 委員 | 17番 菅原 まり子 委員 |
| 18番 高橋 順子 委員 | 19番 中條 泰洋 委員 |
| 20番 菅原 清一 委員 | 21番 小野寺 正晃 委員 |
| 22番 鈴木 至 委員 | 24番 齋藤 浩義 委員 |
| 25番 熊谷 安正 委員 | 26番 佐々木 政直 委員 |

6. 欠席委員(1名)

23番 佐々木 渉 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 来賓

大崎市長 伊藤 康志

10. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	星 充浩	事務局長補佐	真田 賢一
主幹兼係長	石垣 佳子	主幹兼係長	今野 春樹
主事	岡田 隼弓	主事	勝又 朝美
再任主査	荻野 信男	主幹	遠藤 利典
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大沼 淳子
主事	三塚 裕介	再任主査	高橋 清一

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和5年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいた

します。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、本日来賓としてご臨席いただいております大崎市長伊藤康志様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。大崎市長伊藤康志様、よろしく願いいたします。

大崎市長（伊藤康志市長）

〔祝辞〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

誠にありがとうございました。続きまして、メッセージが届いておりますので、ご披露いたします。

〔メッセージの披露〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

なお、伊藤市長におかれましては、このあと別の公務がございますので、ここで退席となります。

〔伊藤康志大崎市長 退席〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、23番佐々木渉委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第1回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、千葉事務局長から紹介をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔職員異動について紹介〕

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番菅原まり子委員、18番高橋順子委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告6の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号1番から27番までの27か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第1号番号14番,15番の2件については, 〇番委員が, また, 番号25番の1件については, 〇番委員がそれぞれ関係する案件であります。この3件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め, 議案第1号番号14番, 15番の2件について, 先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき, 議事参与の制限により, 〇番委員には当該議案が終了するまで退席していただき, 関係議案終了後に入室, 着席願います。〇番委員退席願います。

[〇番 〇委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは, 議案第1号番号14番, 15番の2件について, 質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので, 議案第1号番号14番, 15番の2件について, 了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め, 議案第1号番号14番, 15番の2件について, 許可と決定いたします。〇番委員の入室を認めます。

[〇番 〇委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは, 議案第1号番号25番の1件について, 審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき, 議事参与の制限により, 〇番委員には当該議案が終了するまで退席していただき, 関係議案終了後に入室, 着席願います。〇番委員退席願います。

[〇番 〇委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第1号番号25番の1件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第1号番号25番の1件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号25番の1件について、許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第1号番号1番から13番までの13件と、番号16番から24番までの9件と、番号26番、27番の2件を合わせた24件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号19番から21番について質問します。申請事由は経営規模拡大とありますが、内容はおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号19番から21番の譲受人についてですが、過去にも農地を取得されている法人で、農業規模拡大とのことで申請が挙がってきており、牧草を播種すると伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。法人として農業委員会に報告されていると思われませんが、農業分野での3年間の売上はおわかりになりますでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

こちらの法人の3年間の売上につきまして、現時点では把握できておりません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。大崎市で長年、太陽光発電設備事業を主体に行っている法人ですが、今までの報告を見ますと、農業においてはあまり成功していないと見受けられます。過去の総会の審議で、作付けする品種の変更の申請が何度もありましたが、農業経営について、どのような考えで農地の取得を行っているのか疑問に感じます。後日、この法人の経営内容のご確認をお願いします。以上です。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

この法人ですが、これまでかなりの面積の農地を取得し、太陽光発電設備事業を展開されています。11番委員がおっしゃるとおり、当初の計画通りに作物が育たず計画変更となりました。事務局としても、このような問題に注視し、この法人の過去の計画や収益の資料等を集めて検証させていただきます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第1号番号1番から13番までの13か件と、番号16番から24番までの9か件と、番号26番、27番の2か件を合せた24か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1番から13番までの13か件と、番号16から24番までの9か件と、番号26番、27番の2か件を合せた24か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から11番までの11か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。4月24日月曜日午前9時より、16番委員、17番委員、18番委員、20番委員、22番委員、24番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号1番、2番を20番委員、報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号1番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側が畑、北側が道路を挟んで畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側の既存の水路に流し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出については、申請地周囲は既に宅地化しており問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号2番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が畑、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都

市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側の既存の水路に流し、生活排水は公共下水道を利用することです。土砂流出については、申請地周囲は既に宅地化しており問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号3番を18番委員，報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号3番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，カーポート，物置，駐車場2台分，その他通路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が田と畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、西側は稲を刈り取った跡があり，東側は雑草繁茂でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は土側溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、L型擁壁を設置することです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号4番を24番委員，報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号4番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場5台分，通路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が田，西側が畑，南側が宅地，北側が水路を挟んで道路でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は北側のU字溝へ流し，生活排水には浄化槽を設置します。土砂流出については、申請地西側は傾斜地になっており，隣接する土地にブロック擁壁があるため，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号5番を18番委員，報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号5番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲1区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が線路、南側が田、北側が県道でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側の既存の側溝に流します。土砂流出については、敷地境界は申請地より高くなっているため、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号6番を24番委員，報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号6番を報告いたします。転用目的は、建売住宅1棟，駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地，西側が道路を挟んで宅地，南側が田でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は西側のU字溝に流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，西側にL型擁壁を設置することです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号7番を20番委員，報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号7番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が道路を挟んで公園，西側と北側が宅地，南側が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は東側の既存の水路と自然浸透による処理となります。土砂流出については，申請地は周辺との高低差がないため，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 8 番を22番委員，報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号 8 番を報告いたします。転用目的は，宅地分譲 2 区画，専用通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が宅地，西側と南側が田でございました。申請地の管理状況は，雑草繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は北側の集水桝に流すことで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，西側と南側に L 型擁壁を設置するとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 9 番と10番を17番委員，報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17 番です。番号 9 番と 10 番を併せて報告いたします。転用目的は，土砂採取及び農用地造成を行うものです。申請地周辺の状況は，北側が宅地，その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は，法面は雑草繁茂しており，平面は除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号11番を22番委員，報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22 番です。番号 11 番を報告いたします。転用目的は，残土置き場，機械等通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，西側が宅地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は，北側は大豆の刈取り跡があり，南側は砂利が敷かれ，資材が置かれてました。農地区分は，おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は東側と北側の U 字溝に流すことで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，ブロック擁壁が設置され

ておりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第2号番号1番から11番までの11か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号11番について質問します。一部砂利が敷かれ、資材が置かれていたとご報告がございましたが、現況等を詳しくご説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号11番の現況ですが、植木や枕木等の資材を置き、砂利を敷いていたことを確認させていただいております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。農地に砂利が敷かれ、植木や資材が置かれているとのことは無断転用であり、始末書等の提出を求める処置が必要ではないかと思われま

議長（佐々木政直会長）

番号11番に関連して、そのほかご意見ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。11番に関連して質問させていただきます。既に砂利が敷かれ、植木、資材等が置かれているとのことですが、このようになった経緯を地元委員さんからご説明をお願いします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号11番については、確認できておりません。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

経緯について申請者に確認したところ、申請地の隣地が、以前資材置き場として転用許可されたところで、この土地の筆界を誤認し、今回の申請地まで砂利をしいて、資材置き場として使用していたとのことです。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

番号11番に関して，そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，6番委員，意見をまとめていただきたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。現地調査委員から番号11番について、砂利が敷かれ資材等が置かれているとご報告がありました。審議に入りまして、21番委員及び8番委員より現況、経緯についての質問があり、事務局よりご説明をいただきました。さらに、21番委員より砂利が敷かれ資材が置かれているということであれば、始末書の提出が必要ではないかのご意見をいただきました。今回の審議結果といたしましては、譲渡人から会長及び宮城県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただきたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，6番委員より始末書の提出を求めるという意見でございますが，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。報告5は番号9番，10番と関連しておりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

関連しております。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。こちらは先月の総会で審議しましたが、許可申請取下げから再度、申請に至った経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

こちらにつきましては、先月の総会で意見相当となり、県に進達したのですが、土砂採取に伴い法面の面積が大幅に拡大することにより、宮城県から、法面部分は一時転用にはならないのではないかと、ご指摘をいただきました。そのため、いったん取下げとなり、一時転用の部分と恒久転用の法面部分を分け、改めて申請に至ったものとなります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第2号番号1番から10番までの10か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号11番の1カ件については、譲渡人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第2号番号1番から10番までの10か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号11番の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第3号農地法第18条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から2番までの2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第3号番号1番から2番までの2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第3号番号1番から2番までの2か件について、異議なしと意見を決定することにご異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号1番から2番までの2か件について、申請のとおり許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第4号農地転用事業計画変更承認申請について、番号1番から17番までの17か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第4号番号1番から17番までの17か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第4号番号1番から17番までの17か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号1番から17番までの17か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号1番から74番までの74か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第5号番号1番から74番までの74か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。議案書の基盤法の書式が今回より変更されており、今までは10アールあたりの単価の記載がありましたが、書式変更後も今までどおり記載していただくのは難しいのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

10アールあたりの単価は、システムでは出力されませんが、今後は事務局のほうで手入力に対応し、今までどおり議案書に記載してまいります。

尚、このような必要事項に関して、システムで一括して打ち出しされるよう、宮城県農業会議へ要望しております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいですか。

15番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第5号番号1番から74番までの74か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号1番から74番までの74か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第6号非農地証明願について、番号1番から3番の3か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号1番を17番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号1番を報告いたします。申請地の状況は、松の木1本、資材、大型機械等がございました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和37年に売買により当該地を取得した証明書を確認いたしました。取得した当時から耕作していなく、現在に至っているとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号2番と3番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号2番を報告いたします。申請地の状況は、居宅と居宅への進入路がございました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和30年より課税されている証明書を確認いたしました。

続きまして、番号3番を報告いたします。申請地の状況は、居宅への進入路として利用していた跡があり、雑草が生えていました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和40年7月10日付の居宅の新築登記簿を確認いたしました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第6号番号1番から3番までの3件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第6号番号1番から3番までの3件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号1番から3番の3件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時10分まで。

〔午後3時から午後3時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

2協議事項に入ります。はじめに、農政の協議（1）令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（１）令和５年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（１）令和５年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、協議事項２）大崎市農業委員会事業の報告（１）令和４年度大崎市農業委員会事業報告について、農業委員会の所掌事務について報告を行います。報告第１号から第５号までの５かを一括して報告いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、５かを一括して報告いたします。

はじめに、報告第１号農業委員会運営活動について、熊谷会長職務代理者より報告願います。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第２号定例総会（農地関係）所掌事項の処理状況について、中條農地委員長より報告願います。

19番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第３号農地流動化促進について、中條農地委員長より報告願います。

19番（中條泰洋農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第4号定例総会（農政・企画広報関係）所掌事項の処理状況について、定例総会（農政関係）は中鉢農政委員長より、また、定例総会（企画広報関係）は、布塚企画広報委員長より報告願います

11番（中鉢守農政委員長）

〔資料により説明〕

7番（布塚幸子企画広報委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第5号農業者年金事業について、中鉢農政委員長より報告願います。

11番（中鉢守農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、報告第1号から第5号まで、それぞれ報告いたしましたが、ご質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご質問がないようですので、以上をもって、報告（1）令和4年度大崎市農業委員会事業報告についてを終わります。

議長（佐々木政直会長）

次に、協議（1）令和4年度大崎市農業委員会事業計画（案）について議題といたします。役員より説明いたします。第1、基本方針を熊谷会長職務代理者に説明をお願いいたします。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

2. 農地対策を、中條農地委員長お願いいたします。

19番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

3. 農政・農業振興事業を、中鉢農政委員長に報告願います。

11 番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、令和5年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑なしと認めます。それでは、協議（1）令和5年度大崎市農業委員会事業計画（案）についてを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、協議（1）令和5年度大崎市農業委員会事業計画（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降

りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和5年度第1回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時00分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 まり子

委 員 高 橋 順 子